

# 市内で頑張る小規模企業者を応援します！

## ～新型コロナウイルス感染症対策小規模企業者応援給付金～

新型コロナウイルス感染症による影響を受け売上が大幅に減少し、経営が悪化した小規模企業者に対し、給付金を支給します。

### 対象事業主

次のすべての要件に該当する事業主

- ① 市内に主たる事務所又は事業所を有する**小規模企業者※**であること。  
※中小企業基本法における小規模企業者とは  
中小企業者のうち、常時使用する従業員が20人(商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人)以下の事業主
- ② **新型コロナウイルスの影響**を受け、**令和2年12月から令和3年2月のうち1か月の売上高が前年同月比30%以上減少**していること。
- ③ 前年同月の売上高が**40万円以上**であること。
- ④ **令和2年2月末日時点**において市内で事業を営んでおり、かつ今後1年以上事業を営む予定であること。
- ⑤ 「**菊川市飲食店事業継続支援緊急応援給付金**」又は「**菊川市新型コロナウイルス感染症対策市内公共交通事業継続応援給付金**」の支給を受けていないこと。
- ⑥ 暴力団員、もしくは暴力団密接関係者でない者

### 給付額

**10万円**(常時使用する従業員(専従者含む)がいる場合)

**5万円**(常時使用する従業員がいない場合) ※1事業主あたり1回まで

### 申請手続き

- 1 申請受付期間  
令和3年4月12日(月)から6月30日(水)まで 平日8:15～17:00の受付
- 2 申請受付方法  
郵送とする(6月30日の消印有効)  
※感染拡大防止のため、郵送申請にご協力ください。

申請書類及び添付書類は裏面をご覧ください

## 申請書類

- ①支給申請書(様式第1号)
  - ②経営状況確認書(様式第2号)
  - ③申請対象月及び前年同月の売上高の確認書類
  - ④従業員数確認書類
  - ⑤所在地及び事業開始日のわかる書類(登記簿謄本、開業届の写しなど)
  - ⑥チェックシート
- ①～⑥をそろえて提出  
※申請書類は市のホームページに掲載しています。



### ③④の詳細

#### ③申請対象月及び前年同月の売上高の確認書類

##### 【個人事業主の場合】

##### (1) 令和2年12月分を対象とする場合

○令和元年分確定申告書(青色申告決算書又は収支内訳書を含む)

○令和2年分確定申告書(青色申告決算書又は収支内訳書を含む)

※青色決算申告書又は収支内訳書で月別売上(収入)金額が確認できない場合は、それぞれの年の12月分の売上金額を確認できるものを添付

##### (2) 令和3年1月分又は2月分を対象とする場合

○令和2年分確定申告書(青色申告決算書又は収支内訳書を含む)

※青色決算申告書又は収支内訳書で月別売上(収入)金額が確認できない場合は、令和2年の1月分又は2月分の売上金額を確認できるものを添付

○令和3年1月分又は2月分の売上(収入)金額を確認できるものを添付

##### 【法人の場合】

○令和元年12月、令和2年1・2月の売上が確認できる法人税確定申告書(法人事業概況説明書を含む)

※法人事業概況説明書の月別売上高等の状況で月別売上(収入)金額が記入されていること

○令和2年12月、令和3年1・2月の売上金額を確認できるもの(売上台帳等)

#### ④従業員数確認書類

常時使用する従業員が20人以下(卸売業・小売業・サービス業は5人以下)の事業者が対象です。

○申請時の従業員数が確認できる名簿

※確定申告書の従業員数や専従者数から変更が無い場合は不要です。

### 申請・問合せ先

〒439-8650  
菊川市堀之内61番地

農業関係の方

農林課農業振興係

TEL 0537-35-0938

茶業振興課茶業振興係

TEL 0537-35-0944

菊川市役所

上記以外の  
事業主の方

商工観光課商工観光係

TEL 0537-35-0936

FAX 0537-35-2114(3課共通)